

一般競争入札公告

神契公告第 149 号

一般競争入札の実施について

一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月7日

神栖市長 石田 進

公告番号	神契公告第 149 号		担当課・TEL	都市整備部道路整備課	0299-90-1151
事業名	5市道3113号線測量設計業務委託				
事業場所	神栖市柳川地内				
案件概要	測量業務 L=0.070km 設計業務 L=0.070km				
履行期間等	契約締結日の翌日から起算して		100	日間	(ただし、末日が閉庁(閉館)日となる場合は、翌開庁(開館)日を末日とする。)
事業種別	建設コンサルタント				
入札参加 資格要件	登録区分	コンサル	登録業種	土木関係建設コンサルタント及び測量	
	営業所の 等				
	総合点				
	営業所の 所在地	市内に本店または支店等			
	技術者要件	測量士	専任性		
	履行実績				
	その他要件	神契公告第147～149号(本事業を除く)の落札候補者が既に提出した入札書は、本事業の入札において、無効として取り扱うものとする。			
設計の 図書の 閲覧	場所	直接閲覧・貸出を希望する場合は上記記載の担当課(事前連絡を要する)			
	アドレス	神栖市ホームページ		<a href="https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002559/1010655/index.html">https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002559/1010655/index.html</a>	
		入札情報サービス		<a href="https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/ebid/denshinyusatu-top.html">https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/ebid/denshinyusatu-top.html</a>	
入札方法	電子・紙種別	電子入札			
入札参加受付 (電子入札)	期間	令和5年7月10日	9:00	～	令和5年7月24日 17:00 ※ただし、土、日曜日を除く。
質疑・回答	受付期限	令和5年7月19日	17:00	回答日	令和5年7月21日
	提出方法	電子メールまたは持参 <a href="mailto:nyusatsu@city.kamisu.ibaraki.jp">nyusatsu@city.kamisu.ibaraki.jp</a>		回答方法	市ホームページに掲載する <a href="https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002559/1010655/index.html">https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002559/1010655/index.html</a>
	設計図書に関する質疑の有無について確認した後、入札書を提出すること。 質疑の回答も仕様の一部とする。				
入札書 受付期間等	電子入札	令和5年7月25日	9:00	～	令和5年8月2日 17:00
	郵便入札	事前承諾を得た紙入札に限り、令和5年7月25日9:00以降に郵送手続きを行い、令和5年8月2日17:00までに神栖郵便局必着			
入札時 注意事項	入札書	入札書には、契約希望金額の100/110の額を記載すること。			
	内訳書	不要			
	その他				
入札(開札)日時	日時	令和5年8月4日	14:50		
	場所	神栖市役所 3階 301会議室			
予定価格	3,740,000		円(税抜)	低入札調査基準 最低制限価格	最低制限価格設定
入札保証金	免除	契約保証金	免除		
前払金	無			部分払	無
建設リサイクル法	議決の要否		否	長期継続契約	対象外
その他	●本公告の外、一般競争入札共通事項の記載事項も公告の一部となるため必ず確認すること。 一般競争入札共通事項 URL <a href="https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002570.html">https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002570.html</a>				
入札参加資格 審査書類	一般競争入札共通事項のとおり 落札の日から起算して2日(市役所の閉庁日を除く執務時間中)以内に提出すること。				